

# 推薦入試（夏季）学生募集要項

## 1. 出願資格及び推薦要件

### A 推薦

〔出願資格〕

次の各号のいずれかに該当し、**合格した場合には、入学することを確約できる者**

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を標準年限で令和 4 年 9 月又は令和 5 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を標準年限で令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までに修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を標準年限で令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までに修了した者あるいは修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を標準年限で令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までに修了した者あるいは修了見込みの者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む）により、学士の学位に相当する学位を令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までに授与された者あるいは授与される見込みの者

〔推薦要件〕

上記の出願資格を有し、演習指導教員または関連分野の教員が推薦できる者で、次の 1 又は 2 のいずれかに該当する者

1. 3 年次修了時点において既に 100 単位以上を修得し、そのうち 60%以上が S（秀）、A（優）を占める者  
なお、修得単位数には認定単位は算入しない。
2. 大学の 3 年次へ編入学をした者で受験を希望する者は、次に該当する者とする。  
3 年次修了時点において認定単位を含めて既に 100 単位以上を修得し、そのうち 3 年次における取得単位数が 40 単位以上であり、かつ 3 年次取得単位数の 60%以上が S（秀）、A（優）を占める者  
なお、3 年次取得単位数には認定単位は算入しない。

### B 推薦

〔出願資格〕

次の各号のいずれかに該当し、**合格した場合には、入学することを確約できる者**

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を標準年限で令和 4 年 9 月又は令和 5 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を標準年限で令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までに修了した者あるいは修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を標準年限で令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までに修了した者あるいは修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を標準年限

- で令和2年4月から令和5年3月までに修了した者あるいは修了見込みの者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む）により、学士の学位に相当する学位を令和2年4月から令和5年3月までに授与された者あるいは授与される見込みの者

[推薦要件]

上記の出願資格を有し、演習指導教員または関連分野の教員2名が推薦できる者で、次の要件に該当する者

大学院での研究を進めるうえで特に優れた資質を有する者（例えば、懸賞論文等に入選した者、大学院で専攻する分野に関連する科目に関して優れた成績を修めた者、着想力・論理的思考能力・分析能力・表現力において特に優れた能力を有する者、など）

[注] 出願資格について不明な点がある場合は、願書提出前に入試課(0749-27-1023)まで照会してください。

## 2. 出願期間

令和4年8月22日（月）から8月26日（金） 16時（必着）

- (1) 郵送（書留速達）の場合は、期間内必着としますので、郵便事情を十分考慮して送付してください。
- (2) 持参の場合は、各日9時30分～16時まで受け付けます。

## 3. 入学検定料

30,000円

- (1) 入学検定料は、令和4年8月17日（水）から8月26日（金）の期間に払い込んでください。
- (2) 入学検定料は本学所定の5連式払込用紙を使用して、最寄りの銀行又は郵便局窓口から払い込んでください。**なお、現金自動預払機(ATM)は利用できません。**
- (3) 滋賀銀行の本・支店から滋賀銀行彦根支店への払い込みの場合のみ、手数料は不要です。その他の金融機関（滋賀銀行以外の銀行・郵便局）からの払い込みは手数料が必要となります。
- (4) 払い込み後、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書」を受け取り、受付印があることを確認してください。  
なお、受付印を受けた「**振替払込受付証明書**」は、検定料納付確認票の所定欄に貼付してください。
- (5) 持参の場合も銀行又は郵便局で入学検定料を払い込み後、出願書類一式を持参してください。
- (6) **出願時現在、日本国政府(文部科学省)から奨学金を得ている留学生は納付不要です。**  
この場合はその旨を出願時に申し出てください。ただし、他大学に在籍している者は、当該大学が発行する「国費外国人留学生証明書」を提出してください。

(注) 入学検定料返還該当者への返還手続について

入学検定料返還の該当者は以下のとおりです。以下(ア)(イ)に該当しない者は理由の如何を問わず検定料の返還は行いません。

- (ア) 検定料を払い込んだが出願しなかった（出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった）者

(イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ者

該当する者は、入試課(0749-27-1023)まで連絡してください。なお、返還請求に際しては、「振替払込請求書兼受領証」が必要です。請求まで大切に保管しておいてください。

#### 4. 出願手続

##### 1. 出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要
1 入 学 志 願 票	・本研究科所定の用紙を使用してください。
2 受 験 票	・本研究科所定の用紙を使用してください。 ・氏名等を記入してください。
3 写 真 票	・本研究科所定の用紙を使用してください。 ・写真貼付欄に記載された要件を充たした写真を貼付してください。
4 検 定 料 納 付 確 認 票	・本研究科所定の用紙を使用してください。 ・所定欄に受付印を受けた「振替払込受付証明書」を貼付してください。
5 卒 業 見 込 証 明 書	・出身大学長又は学部長が作成したもの。なお、証明書は <b>原本又は、原本証明したものであること。</b> ・入学年月の記載されたものを提出してください。
6 成 績 証 明 書	・出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの。なお、証明書は <b>原本又は、原本証明したものであること。</b> ・3年次修了時点における単位取得状況について記載されたものを提出してください。
7 エ ッ セ イ ( 小 論 文 )	1：学部での研究内容または卒業論文について（2,000字程度・A4・様式自由） 2：志望理由（大学院での研究と将来の進路との関連性に言及すること。2,000字程度・A4・様式自由） 注意：1と2の両方提出すること
8 研 究 計 画 書	・本研究科所定の用紙を使用してください。（2,000字から3,000字）
9 評 価 ・ 推 薦 書	・本研究科所定の用紙を使用してください。 ・A推薦の場合は1推薦者から1通、B推薦の場合には2推薦者から各1通。 ・推薦者が作成・厳封し、志願者が他の出願書類とまとめて提出してください。
10 B 推 薦 推薦要件に係る証明書 ( 該 当 者 の み )	・大学院で研究を進めるうえで特に優れた資質を有することを証明する書類を提出してください。 ・懸賞論文等で賞を受賞している場合には、論文のコピー1部、200字程度の要約、受賞理由、一式を出願書類として提出してください。なお、論文集に準じる活字媒体で執筆経験があり、審査の対象に含めるよう希望する場合にはコピーと200字程度の要約を提出してください。
11 在 留 カ ー ド の コ ピ ー ( 外 国 人 の み )	・在留カードの表面と裏面のコピーを提出してください。 ・在留カードの交付を受けていない者は、パスポートの顔写真のページのコピーを提出してください。
12 「 受 験 票 等 在 中 」 封 筒	・本学所定の封筒を使用してください。 ・受験票受取人の郵便番号、住所、氏名を記入し、404円分の切手（簡易書留）を貼付してください。
13 あ て 名 票	・本研究科所定の用紙を使用してください。 ・合格通知書受取人（日本国内の連絡先）の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入してください。

(注) 5卒業見込証明書、6成績証明書、10 B推薦推薦要件に係る証明書(該当者のみ)を除く

出願書類については、日本語以外で書かれたものは、必ず日本語訳を添付してください。

5 卒業見込証明書、6 成績証明書、10 B 推薦推薦要件に係る証明書(該当者のみ)については日本語・英語以外で書かれたものは、日本語訳を添付してください。

日本語訳については、公的機関または公的翻訳資格を有する者が行ったものに限り、**該当するものが無い場合は、第三者(機関)によるものとします。**

## 2. 出願上の注意事項

- (1) 出願書類により氏名等が相違する場合は、これを確認できる証明書(戸籍抄本等)を提出してください。
- (2) 入学検定料を払い込み後、出願書類を一括して本研究科所定の封筒に同封し、郵送又は持参により提出してください。**なお、払い込み済みの「振替払込受付証明書」が貼付していない場合は、出願を受理しません。**
- (3) 郵送の場合は、出願期間内に到着するよう必ず「書留速達」で送付してください。
- (4) 出願書類の分割提出は、受け付けません。
- (5) 不備のある出願書類は、受け付けません。
- (6) 出願書類受理後は、記入事項の変更を認めません。
- (7) 出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。

## 3. 出願書類の提出先

滋賀大学入試課 (〒522-8522 彦根市馬場一丁目1番1号)

## 5. 選抜方法及び口述試験要領

### 1. 選抜方法

入学者の選抜は、出願書類一式及び口述試験の結果を総合して判定します。

なお、入学後の主指導教員は、研究計画等を勘案して、希望する指導教員から変更することがあります。

### 2. 口述試験

提出された「エッセイ(小論文)」及び「研究計画書」等を中心に、希望研究分野に関して口頭試問します。

### 3. 口述試験期日及び試験時間

令和4年9月15日(木)	10時00分～
--------------	---------

### 4. 試験場

滋賀大学大学院経済学研究科 彦根市馬場一丁目1番1号

## 6. 合格者発表

令和4年10月7日(金) 13時(予定)

合格者には合格通知書を郵送するとともに、本学ホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。この合格通知書をもって、正式な通知といたします。(今年度からキャンパス内掲示板での合格者発表の掲示は行いません。)

なお、ホームページ上に掲載する合格者受験番号は、あくまでも情報提供サービスの一環として掲載するものであり、正式には合格通知書で確認してください。

詳しくは巻末の「入試情報サービス」をご覧ください。

電話等による合否結果の問い合わせには応じられません。

●以下は共通事項(34頁)へ続く

1. 受験上及び修学上の配慮に関する事前相談
2. 受験上の注意事項
3. 入学試験の実施に関する注意事項
4. 入学料・授業料等
5. 入学手続
6. 長期履修学生制度
7. 個人情報の取扱い
8. 入学試験個人成績の開示
9. その他